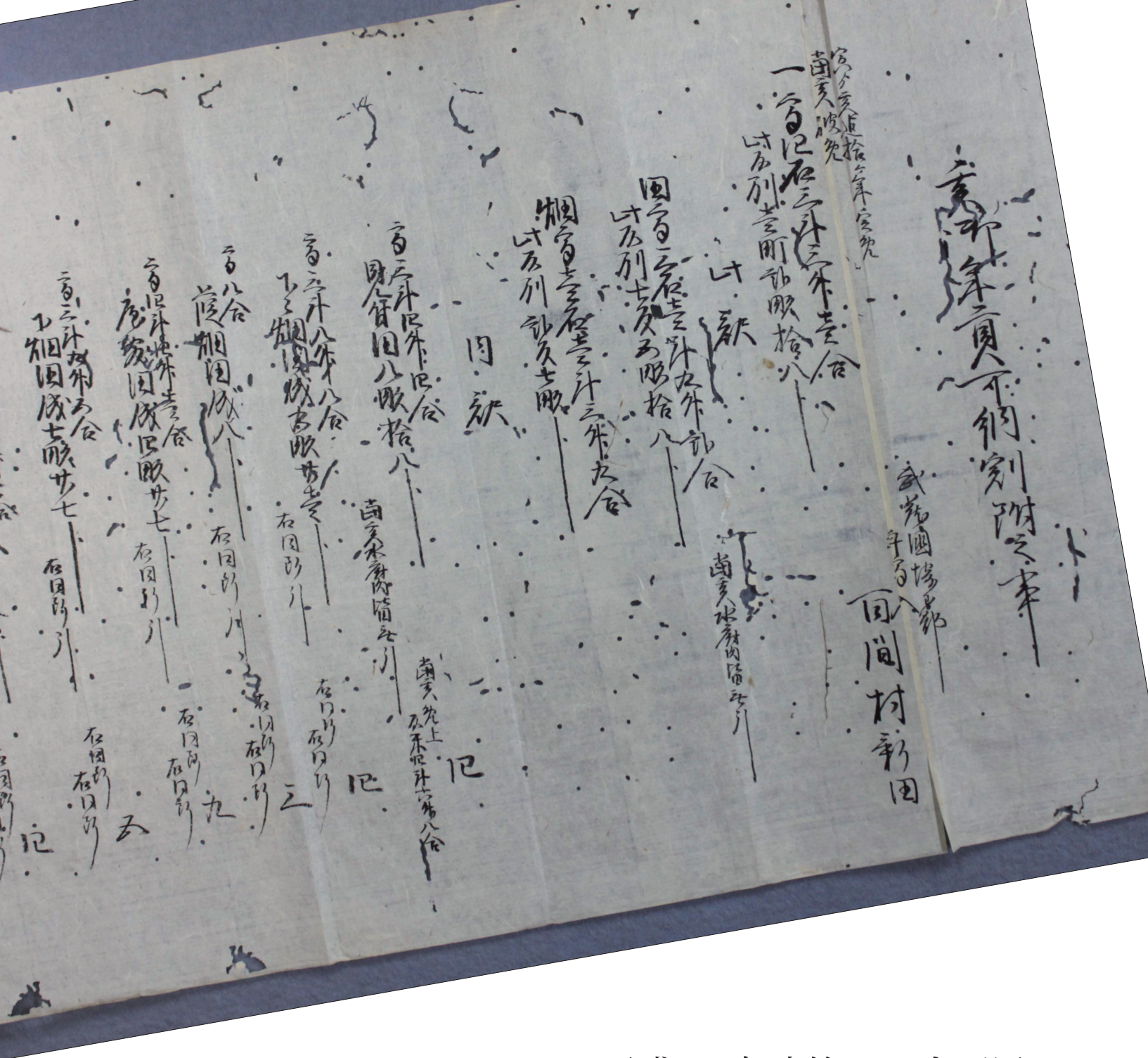




平成 28 年度第 1 回企画展

古文書に見る人々の暮らし 1

のこ

遺された記録

宮代町郷土資料館

ごあいさつ

現代の私たちの生活は多くの電子機器に囲まれ、これらの機器の発明、開発、発展などにより、利便性や効率性などが格段に向上しました。「ペーパーレス」という言葉に象徴されるように、昔であれば主に紙で残されてきたものの多くが電子的記録に変えられ、記録の残り方にも大きな変化が生じています。

しかし利便性や効率性、保存スペースそして環境負荷などを考えたときに大きな効果のある電子的記録は、近年に起こったいくつかの災害においてその脆さが露呈しました。電子的記録は何か起きたときに一瞬で失われて、その復元も難しくなる可能性が非常に大きいのです。また、その記録を残す媒体そのものの劣化も記録が失われる理由となることが指摘されています。

今回の企画展では、「紙資料」として収蔵されている古文書の中から、江戸～明治時代の人々の生活に関する記録類を紹介しています。人が生まれてから亡くなるまでにおこなわれる人生儀礼や、歴史の教科書にも載るような事件など、さまざまな記録が古文書として今に遺されています。

この展示を通じて、昔の人々の暮らしや史実などをより一層身近に感じていただくとともに、古文書に代表される「紙資料」の保存の重要性に改めて注目していただくきっかけとなれば幸甚です。

最後に、これらの貴重な資料をご提供くださいました皆様に厚く御礼申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

宮代町郷土資料館

～ 凡例 ～

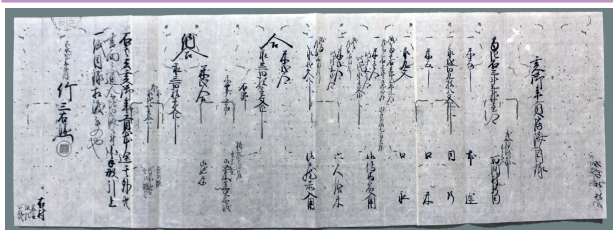
1. 本書は、平成 28 年 5 月 14 日（土）から 7 月 10 日（日）まで開催される、宮代町郷土資料館平成 28 年度第 1 回企画展「古文書に見る人々の暮らし 1 遺された記録」の展示図録です。
2. 展示開催期間中に休館日は次の通りです。
5 月 16・23・30 日、6 月 6・13・20・27 日、7 月 4 日
3. 展示の企画及びポスター・図録の執筆執筆、写真撮影、デザイン、編集は、当館学芸員 横内美穂が担当しました。また、一部の資料解説については、当館学芸員 河井伸一の協力によりました。
4. 図録の校正は、展示構成とは異なります。また、掲載した写真の大きさは任意のものです。
5. 廻状及び本書中の敬称は省略させていただきました。
6. 資料提供・協力者一覧（五十音順・敬称略）
岩崎俊男・岩崎文庫・折原静佑・新井隆夫

年貢を納める

年貢とは、平安時代末期の荘園制に始まった制度で、領主が農民に課した租税^{そぜい}を示しました。その後、戦国大名による領国内の検地により土地を貨幣で評価する「貫高制」^{かんがかせい}が取り入れられ、豊臣秀吉の「太閤検地」によって、米の生産量である石高で評価する「石高制」^{こくがかせい}にかわりしました。江戸幕府はこの「石高制」を引き継ぐ形で賦課しました。

江戸時代の年貢は、検地帳に載った農民たちの田畑屋敷地などにつけられた税です。年貢のほかには、諸役として小物成・高掛物・国役・夫役などがありました。

毎年10月になると、その年の分として決定された年貢が「年貢割付」^{ねんぐわっふ}によって村に通告されます。村ではこれにしたがって期限までに納めます。期限内に無事完納することができると、翌年の3月頃に領収書として「年貢皆済目録」^{ねんぐかいさいもくろく}が村に渡されます。村においては無事に納税が完了したことを示す重要な文書です。



(年貢割付・皆済目録) (午高入百間村新田)

午高入百間村新田とは、寛延2年(1749)に古利根川の流作場を新田開発したものです。

年貢割付状の冒頭に「寅より亥迄拾ヶ年定免 当亥破免」とあります。定免とは5年間、10年間あるいは20年間といった任意の期間の平均収穫高から年貢率を決定する方法で、豊

2. 年貢皆済目録 嘉永5年3月

作・凶作を問わず一定の年貢を徴収するものです。大凶作の場合のみ、特例として定免によらず検見(収穫前の米の状態を実際に確認した上で年貢率を決める)によって年貢を徴収しました。これを破免といいます。

この年貢割付状の続きを見ていくと、「当亥水腐皆無引」とあります。「水腐」とは、水害などにより稲が成熟しなかったことを意味します。つまりこの年貢割付が作成された嘉永4年(1851)の年貢は、水害による大凶作となったことから年貢の徴収方法が定免から検見に変更されたことがわかります。

また、皆済目録が発行されていることから、年貢が期間内に納められたこともわかります。

(年貢割付・皆済目録) (笠原沼百間西原組新田)

笠原沼百間西原組新田とは、新田開発された笠原沼の百間西原組分の新田です。

年貢割付の冒頭に「当子より酉迄拾ヶ年定免」とあります。意味は「子年である今年から酉年までの10年間は定免による年貢。」となります。



3. 年貢皆済目録 文化元年 10月

皆済目録からこの割付に基づいて納められた年貢を見てみると、口米石代のところに次のような記述があります。「但子冬御張紙直段三両増者米三拾五石二付金三拾五両替」意味は「ただし、子年の冬に御張紙で値段が三両増となったので、米三拾五石につき金三拾五両に替わった。」となります。年貢割付状が出された後に米35石に対する金額が3両増額されたこととなります。また10ヶ年の定免とあり、その最初の年にあたっていることから、残りの9年間にも適用されることがうかがえます。

(年貢割付・皆済目録) (下ノ谷百間西原組新田)

下ノ谷百間西原組新田とは、東・中・金原にわたる範囲で隼人堀川の両岸を新田開発したもので、その内の百間西原組が担った範囲を示します。

年貢皆済目録を見ていくと、「御伝馬宿入用」と「六尺給米」のところに、笠原沼百間西原組新田のものと同じように値段の増額があった旨が記されており、その率も同じことから、「御張紙」により変更されたのが年貢をお金で納める分についてであったことがわかります。



5. 年貢割付状 文化元年 10月

また、「御伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用」とありますが、これは天領のみに課せられているものなので、対象となっている土地が天領であることがわかります。

じんせいぎらい
人生儀礼

人は、生まれてから亡くなるまでの長い年月の間にいくつかの節目を迎え。その時にさまざまな儀礼が行われます。これらは「人生儀礼」と呼ばれます。いずれの儀礼も、幸せな一生を送って欲しいという願いが込められているものです。

ここでは、誕生、成長、結婚、葬送という4つの節目に遺された古文書を紹介します。これらの古文書には御祝（葬送の場合は香典）として受け取ったものなどが書き記されています。これらの品々に込められた願いや思いを想像してみてください。

8. 美祢紐解御祝儀重配覚帳

天保11年霜月14日

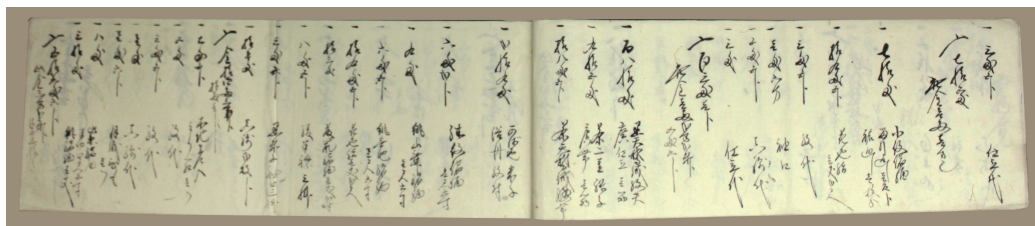
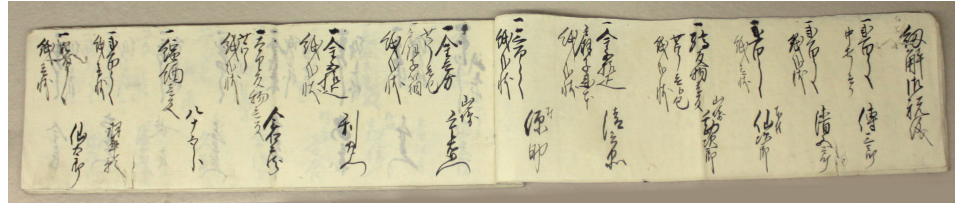
帯直・紐解

幼児が、それまで身につけていた紐付きの着物から帯を用

いる着物に替わる、その初めての時に行われる祝儀です。11月15日前後の吉日におこなわれたようです。

もともとは、3歳（男女）で行われる「髪置き（綿を頭に乘せて白髪に見立て、白い芋の紐でくくる儀式）」、5歳（男児）・7歳（女児）で行われる「紐とき（帯なおし）」という儀礼を経ることによって、乳児から幼児へ、幼児から児童へと成長していく節目の祝いとしておこなわれたもので、現在の七五三につながるものです。

祝いの品としてお金の他に、今後身につけるであろう帯や着物などが贈られています。



9. 美祢婚礼諸入用覚帳

嘉永4年2月27日

婚礼諸入用

新井家の娘・美祢の婚礼に際して、縁者から贈られた祝いの品々や、持参品として用意をした品々の記録などが綴られています。

祝いの品としては、お金のほかに白粉（おしろい）・紅（口紅）・びん附（びんつけ油）・緞子帯などが贈られたようです。持参品は江戸や岩附（岩槻）まで買い物に行った様子がうかがえ、絵羽模様（えばもよう）の振袖や縮緬（ちりめん）の振袖、江戸褌（えどづま）といった着物のほかに羽織、足袋などが記されています。着物はそれぞれに「仕立て代」の文字がみられることから、仕立ててもらったこともわかります。

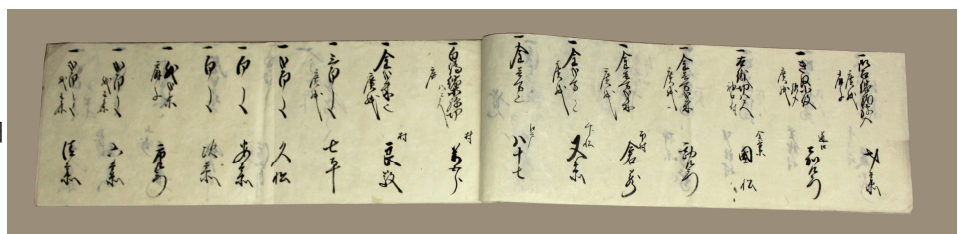
10. 産着納受並諸入用覚帳

嘉永5年6月25日

産着納受並諸入用

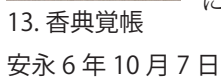
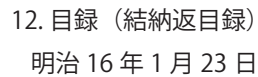
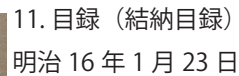
産着祝いとは、赤子が生まれて初めて産着を着るのを祝うものです。生後3日目頃に行われることが多かったようです。縮緬（ちりめん）や郡内縞（ぐんないじま）などのような絹織物が贈られているのは、産着で使用した際の肌ざわりが関係しているのでしょうか。

美祢は天保11年（1840）11月に紐解祝いをし、11年後の嘉永4年（1851）2月に結婚、そして翌年6月に娘のとよを出産しました。紐解祝いの時の年齢が当時の一般的な年齢であった7歳だったとすると、18歳で結婚、19歳で第1子を出産したことが推察できます。



結納とは、婚約の

この2点の目録はいずれも東の島村家から西原の新井家に宛てたものですが、帯代から始まる目録の終わりが「御祝納有之度候也（御祝い納めこれありたくそうろう）」とあるのに対して、袴代で始まる目録は「祝納仕候也（祝い納めつかまつりそうろうなり）」となっています。帯は女性に宛てて、袴は男性に宛てるものであることから、東の島村家が西原の新井家から嫁を迎える立場であることがうかがえます。



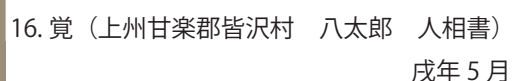
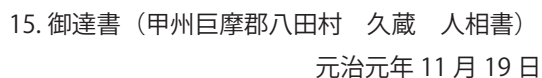
香典とは人が亡くなった際に親類や知人から亡くなった人の家に、悼む気持ちをあらわすものとしておくれるものです。

香典として現在は金銭をおくることがほとんどですが、展示した2点の古文書を読み解いていくと、うるち米やもち米、油揚げ、そうめん等があります。葬儀において供される食事や供え物などに使われることが多いものがおくられていて、実質的な葬儀への協力であったことがうかがえます。

現在、犯罪者の指名手配書には本人の身体的特徴が示され写真が添えられるのは勿論で、場合によっては変装したり年齢を重ねた時の様子を予測した画像が示されていることもあり、非常に具体的でわかりやすいものです。しかしパソコンもテレビも写真も無かった時代、犯罪者の捜索（指名手配）はどのように行われていたのでしょうか。

江戸時代、幕府などからの通達を各々の村まで到達させるには、廻状という手段が取られました。これはあらかじめ複数の村を一つのグループとしておき、その中で通達を回覧するという手段でした。廻状にはさまざまな内容のものがあつた、犯罪者の指名手配もその一つでした。

この指名手配書は「人相書」と呼ばれ、犯した犯罪の概要とともに氏名・年齢・生まれた国などの他、容貌や背格好、着衣や所持品、話し方の特徴などが箇条書きにされています。特徴を示す言葉にしたがって描かれた似顔絵は、直接その人物を知る人以外はそれが正確かどうかを判断できません。むしろ直接言葉で特徴を伝えるほうが正確に伝達しやすかったのでしょう。



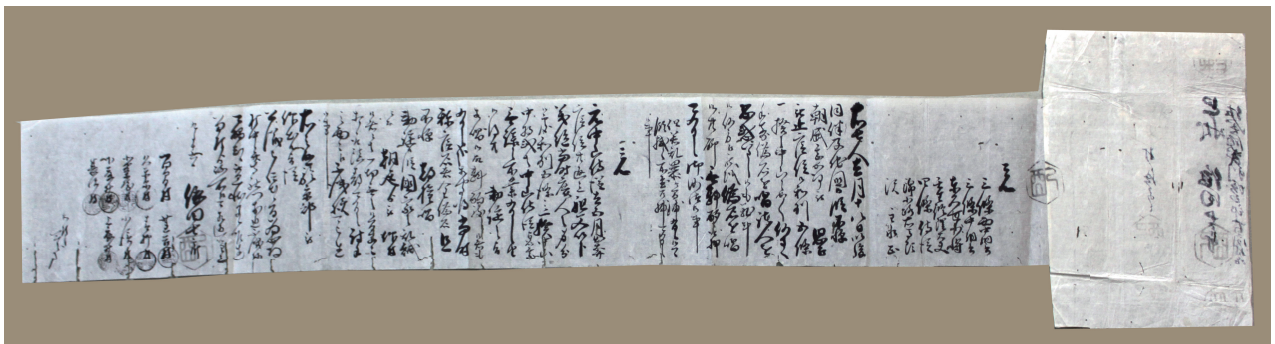
幕末～明治 教科書にある事件いろいろ

廻状によって通知された公用の文書は、それが到達した村では書き写してから次へ送り、手元に控えを残すようにしていました。このように公用の文書を書き写しておいた帳面などを「御用留^{ごようどめ}」といいます。

「御用留」を読み込むことによって、現在の私たちでも当時に何があったのかを推察することができます。そういった情報の集約、研究を進めることによって、史実が確認され、歴史として認識されていきます。

収蔵している多くの古文書を見ていくと、歴史の教科書にある事件など示す史料があります。それらの多くが廻状などによって通達されたものです。当時の人々にどのように知らされたのか、そして知らせる側の立場が変わったときにどのように変化をしたのか、とても興味がひかれるところでしょう。

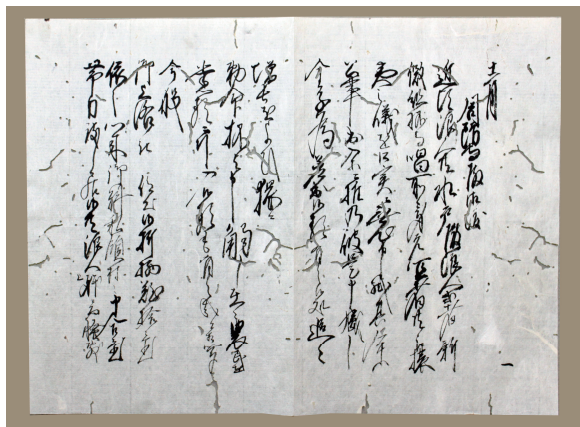
今回は、歴史上も大きな変化のあった幕末から明治にかけての史料を紹介します。



（関連事件）文久三年八月十八日の政変

17. 覚（七卿落につき取締触書）（文久3年）9月16日

高まりゆく尊攘運動は、幕府と朝廷の権力関係にも大きな変化を与えました。朝廷の権威が高まるのと同時に、尊攘派のなかでも急進派とも呼ばれる公家の動きが活発化していきました。あわせて「天誅」といわれるテロ行為も多発するなど、尊攘運動は討幕をも視野に入れる攘夷親征が主張されるまでに至り、ついには「大和行幸の詔（神武陵・春日社に行幸して親征の軍議をなし伊勢神宮に行幸するという内容の詔）」が下され、攘夷親征の実行が明言される結果となりました。しかし詔を出した本人である孝明天皇は、こうした過激な動きを好まず、またこの詔に公武合体派が激高、その中心となっていた会津・薩摩両藩を中心として立てられた尊攘派一掃の周到綿密な計画が、文久3年（1863）8月18日に実行されることにより朝議を一変しました。それは長州藩の朝廷警備の任を停止し、尊攘激派の公家などを拠点となっていた京都から一挙に追放するものでした。政局は公武合体派が主導するところとなりましたが、尊攘派が倒幕派に転換するきっかけにもなったのです。



19. 周防守殿御渡（水戸新徴組取締につき触書）

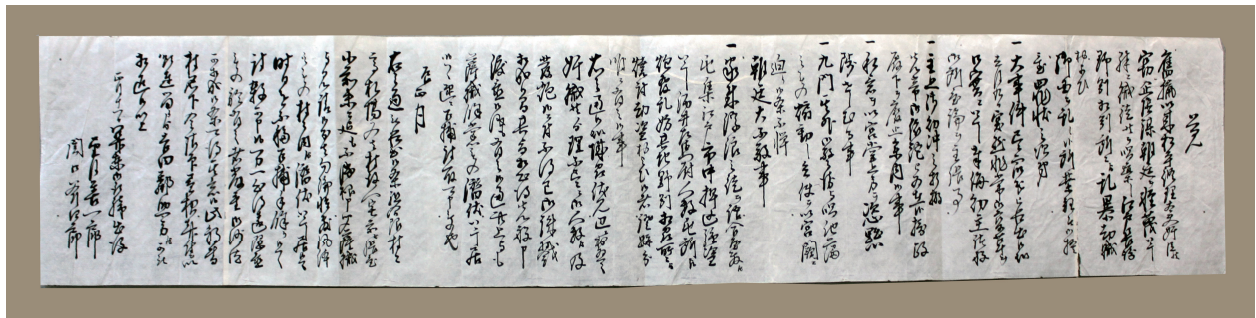
（元治元年）12月

（関連事件）天狗党の乱

前年におきた八月十八日の政変によって、政局の主導権を握ったかに見えた公武合体派でしたが、長くは続きませんでした。尊攘派志士と呼ばれる長州藩などから脱藩した浪士が京都に潜伏し、活動を活発化しました。そのころ関東では、横浜鎖港の約束が一向に実行されない事態に憤った藤田東湖の四男で水戸藩士であった小四郎は、幕府に即時鎖港を要求するために筑波山に集結した62名の同志とともに挙兵しました（彼らを天狗党と呼びます）。元治元年（1864）3月27日のことでした。これに呼応するかのよう各地から続々と浪士や農民が集結し、一時は1,400人という大集団となりました。彼らは日光東照宮を

占拠して攘夷の軍事行動に踏み切る予定でしたが、周辺の藩からの出兵を受け、日光から太平山へと移動し、5月末まで滞在していました。その後、筑波山に引き返す際に資金供出を断った栃木宿・真鍋宿などの町で放火・略奪・殺戮を働いたことから、天狗党が暴徒集団として明確に認識される原因となりました。

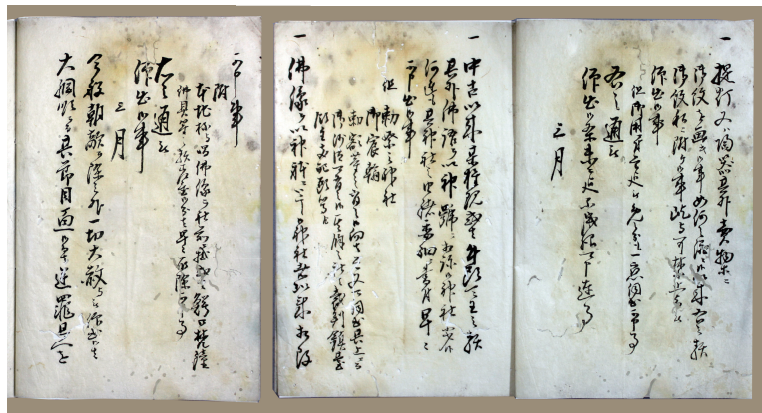
いったん追い詰められた天狗党は、当時京都にいた一橋慶喜（後の15代将軍・徳川慶喜）の力を借り、水戸藩元家老の武田耕雲斎を総大将として朝廷に尊皇攘夷を訴えるべく、11月1日に1,000人余りの大部隊で西を目指して出発しました。幕府からの追手はもちろん、経路となる各藩にも天狗党を討つようとの命令が出されていましたが、戦いに慣れているうえに大砲に鉄砲と武器を備えていた天狗党に対しては、多くの藩が衝突を避けて見過ごす結果となっていました。



20. 覚（松平修理大夫朝廷軽蔑ほか罪状次第）（明治元年）辰年正月11日
（関連事件）薩摩藩邸焼き討ち事件

慶応3年（1867）10月頃から、薩摩藩士・西郷隆盛からの指示で、江戸および関東の攪乱が計画されました。下総国の郷士・小島四郎（相良総三）が中心となり浪士約500名を薩摩藩邸に集めました。まず下野国の出流山（いずるさん）で挙兵、続いて甲府城攻略と相模国の荻野山中陣屋攻略に向いましたがどちらも失敗に終わりました。これと時を同じくして、江戸市中で辻斬り・強盗・放火などを行いました。12月23日には江戸城二の丸の炎上事件や、市中取り締まりにあたっていた庄内藩屯所への発砲事件が起こるなどしたため、幕府はついに浪士討伐を決定、庄内藩兵を中心に諸藩兵などを多数動員し、同25日早朝に三田の薩摩藩邸および支藩の佐土原藩邸を焼き討ちしました。

この事件の報が大坂城に届くと、幕軍・会津藩兵・桑名藩兵らが激昂して京都に進撃し、鳥羽・伏見の戦いとなりました。



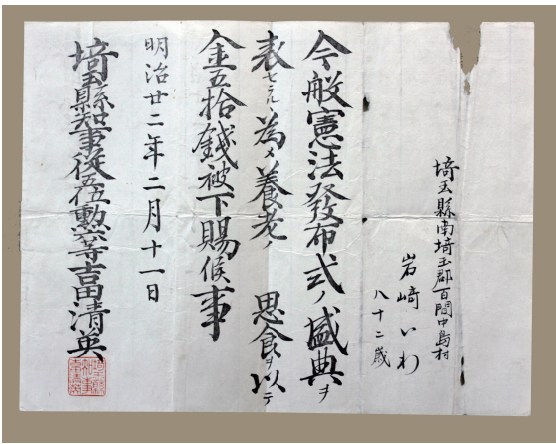
21. （太政官通達）
（明治元年）辰年4月17日

（関連事件）神仏分離令（神仏判然令）

仏教の伝来以来、神道は千年余りにわたって徐々に仏教と習合し、長い間、神仏習合（神仏混淆）の状態が続きました。明治政府は神祇官制度を再興して祭政一致の制度をするため、最初の宗教政策といえる神仏分離を全国的に行いました。

まず、慶応4年（1868）3月17日に、諸国の神社に使える別当・社僧が僧形の場合は、その者に復飾（還俗）を命じました。次いで同月28日には太政官が神仏分離令を発して、(1) 某権現や牛頭天皇などのように仏教的な用語が神号である神社を調査。(2) 仏像を神体にすることを禁止。の2点について全国に布告しました。ただし、一部では過激な神仏分離が多発したので、同年4月10日には神仏分離の実施に慎重を期すように命じましたが、これ無視して強硬な抑圧・廃仏策を進める地方官もいたため、寺院の統廃合など神仏分離を超えた廃仏毀釈と呼ばれる事態が明治7年（1874）頃まで続きました。

22. (憲法発布式盛典ノ為養老金下賜)
明治 22 年 2 月 11 日



(関連事件) 大日本帝国憲法発布

大日本帝国憲法は明治22年(1889)2月11日に発布、翌23年11月29日に施行されました。近代立憲主義に基づき、短期間で停止されたオスマン帝国憲法を除けば、アジア初の近代憲法となります。昭和22年(1947)5月3日の日本国憲法施行まで、半世紀上の期間がありましたが一度も改正されることがありませんでした。そして現在の私たちにとっても、今なお様々な影響を与えている憲法でもあります。

憲法の発布を「絹布の法被」と誤解し、2月11日には「絹布の法被が下賜される」と思った国民もいたようですが、実際のところは、養老金として高齢の者に長寿祝い金の下賜されたようです。

またこの憲法が発布された当日、初代文部大臣であり様々な学校制度の整備に奔走した森有礼が、憲法発布式典に出席するために官邸を出たところで脇腹を刺され翌日に死亡するという暗殺事件がおこりました。森有礼は慶応元年(1865)に五代友厚などとともにイギリスへ密航し留学、その後ロシアやアメリカにも向かい、明治維新の後に帰国しました。

展示品リスト

コーナー		古文書群	古文書 番号	年代	表題	(関連事件)
年貢割付	1	折原家文書	585	嘉永4年10月	年貢割付状(午高入百間村新田)	
・皆済目録	2	折原家文書	594	嘉永5年3月	年貢皆済目録(午高入百間村新田)	
	3	新井家文書	5625	文化元年10月	年貢割付状(笠原沼百間西原組新田)	
	4	新井家文書	2050	文化2年3月	年貢皆済目録(笠原沼百間西原組新田)	
	5	新井家文書	2002	文化元年10月	年貢割付状(下ノ谷百間西原組新田)	
	6	新井家文書	2048	文化2年3月	年貢皆済目録(下ノ谷百間西原組新田)	
人生儀礼	7	新井家文書	45	寛政10年11月17日	帯直御祝儀おぼへ(八十五郎 祝)	
	8	新井家文書	40	天保11年霜月17日	美祢紐解御祝儀重配覚帳	
	9	新井家文書	54	嘉永4年2月27日	美祢婚礼諸入用覚帳	
	10	新井家文書	33	嘉永5年6月25日	産着納受并諸入用覚帳	
	11	新井家文書	4938	明治16年1月23日	目録(結納目録)	
	12	新井家文書	3145	明治16年1月23日	目録(結納返受領)	
	13	新井家文書	69	安永6年10月7日	香奠覚帳	
	14	新井家文書	68	天明6年7月6日	香奠并小遣覚帳	
人相書	15	岩崎家文書	1310	元治元年11月19日	御達書(甲州巨摩郡八田村 久蔵 人相書)	
	16	岩崎家文書	2608	(江戸時代後期) 成年5月	覚(上州甘楽郡皆沢村 八太郎 人相書)	
幕末～明治 教科書にもあ る事件	17	折原家文書	611	(文久3年) 9月16日	覚(七卿落につき取締触書)	八月十八日の政変
	18	岩崎家文書	2257	(元治元年) 6月10日	河内守殿御渡(長州浪士取締に付老中触書)	天狗党の乱
	19	岩崎家文書	2258	(元治元年) 12月	周防守殿御渡(水戸新徴組取締に付触書)	天狗党の乱
	20	折原家文書	1002	(明治元) 辰年正月11日	覚(松平修理大夫朝廷輕蔑ほか罪状次第)	薩摩藩邸焼き討ち事件
	21	折原家文書	3349	(明治元) 辰年4月17日	(太政官通達)	神仏分離令
	22	岩崎家文書	3246	明治22年2月11日	憲法発布式盛典ノ為養老金下賜	明治憲法発布